

投資優遇措置

2015年5月1日改正

1 CZK ≙ 5円

* 戦略的投資 = 大規模プロジェクト

プロジェクトの種類	インセンティブ		一般要件		適格コスト	国家補助限度率
	投資	戦略的投資 *	投資	戦略的投資 *		
製造業 	法人税免除: 最大10年間 雇用創出補助金: 新規雇用一人あたり10万~30万CZKを支給 (※特定地域のみ) 職業訓練補助金: 職業訓練および再訓練に要した費用の 25%~50%を支給(※特定地域のみ) (※国家補助限度率を超えて支給可能)	左記に加え、 設備投資への現金補助: 適格コストの最大10%を支給 (※15億CZKを上限とする)	申請には下記要件をどちらも満たす 必要がある 最低投資額: 5,000万CZK~1億CZK (※地域により異なる) (※うち50%は新品機械への投資) 最低新規雇用創出数: 20人	申請には下記要件をどちらも 満たす必要がある 最低投資額: 5億CZK (※うち50%は新品機械へ の投資) 最低新規雇用創出数: 500人	資産への投資 (土地・建物・機械装置・ 特定の無形資産) ※但し、適格コストの50%が新 品機械への投資であること	適格コストの 25%(大企業) 35%(中企業) 45%(小企業) を上限として インセンティブを支給 ※ブラハを除く
テクノロジー センター(R&D) 	法人税免除: 最大10年間 雇用創出補助金: 新規雇用一人あたり10万~30万 CZKを支給 (※特定地域のみ) 職業訓練補助金: 職業訓練および再訓練に要した費用の 25%~50%を支給(※特定地域のみ) (※国家補助限度率を超えて支給可能)	左記に加え、 設備投資への現金補助: 適格コストの最大10%を支給 (※5億CZKを上限とする)	申請には下記要件をどちらも満たす 必要がある 最低投資額: 1,000万CZK (※うち50%は新品機械への 投資) 最低新規雇用創出数: 20人	申請には下記要件をどちらも 満たす必要がある 最低投資額: 2億CZK (※うち50%は新品機械へ の投資) 最低新規雇用創出数: 100人	資産への投資 (土地・建物・機械装置・ 特定の無形資産) もしくは 新規雇用者に対する2年間の 賞金 ※但し、「資産への投資」を選択 した場合は、適格コストの50% が新品機械への投資であること	適格コストの 25%(大企業) 35%(中企業) 45%(小企業) を上限として インセンティブを支給 ※ブラハを除く
ビジネスサポート サービスセンター 	法人税免除: 最大10年間 雇用創出補助金: 新規雇用一人あたり10万~30万CZKを支給 (※特定地域のみ) 職業訓練補助金: 職業訓練および再訓練に要した費用の 25%~50%を支給(※特定地域のみ) (※国家補助限度率を超えて支給可能)	X	申請には下記要件を満たす必要が ある 最低新規雇用創出数: ソフトウェア・IT開発 20人 シェアードサービス 70人 ハイテクリペアセンター 70人 データセンター 20人 カスタマーサポート 500人	X	資産への投資 (土地・建物・機械装置・ 特定の無形資産) もしくは 新規雇用者に対する2年間の 賞金 ※但し、「資産への投資」を選択 した場合は、適格コストの50% が新品機械への投資であること	適格コストの 25%(大企業) 35%(中企業) 45%(小企業) を上限として インセンティブを支給 ※ブラハを除く